倉吉市入湯税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月31日

倉吉市長　広田　一恭

倉吉市条例第21号

倉吉市入湯税条例等の一部を改正する条例

（倉吉市入湯税条例の一部改正）

第１条　倉吉市入湯税条例（平成17年倉吉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第10条　鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 （１）　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （２）・（３）　略	（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第10条　鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 （１）　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （２）・（３）　略

（倉吉市成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

第２条　倉吉市成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年倉吉市条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（課税免除の届出等） 第３条　前条の規定による課税免除を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の１月１日現在における当該課税免除の対象となる固定資産について、次に掲げる事項を記載した届出書を同月31日までに市長に提出しなければならない。 （１）　所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。） （２）・（３）　略	（課税免除の届出等） 第３条　前条の規定による課税免除を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の１月１日現在における当該課税免除の対象となる固定資産について、次に掲げる事項を記載した届出書を同月31日までに市長に提出しなければならない。 （１）　所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。） （２）・（３）　略

２　略	２　略

（倉吉市地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第３条　倉吉市地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年倉吉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（不均一課税の適用の届出等） 第４条　前条の規定の適用を受けようとする者は、当該特定業務施設供用資産に係る固定資産税の不均一の課税を受けようとする年度の初日の属する年の１月１日現在における当該特定業務施設供用資産に係る次に掲げる事項を記載した届出書を、同月31日までに、市長に提出しなければならない。 （１）　所有者の住所、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。）（法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名及び法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。）） （２）・（３）　略 ２・３　略	（不均一課税の適用の届出等） 第４条　前条の規定の適用を受けようとする者は、当該特定業務施設供用資産に係る固定資産税の不均一の課税を受けようとする年度の初日の属する年の１月１日現在における当該特定業務施設供用資産に係る次に掲げる事項を記載した届出書を、同月31日までに、市長に提出しなければならない。 （１）　所有者の住所、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。）（法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名及び法人番号（<u>同法第２条第15項</u>に規定する法人番号をいう。）） （２）・（３）　略 ２・３　略

（倉吉市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

第４条　倉吉市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和３年倉吉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（課税免除の届出等） 第３条　前条の規定による固定資産税の課税免除（以下単に「課税免除」という。）を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の１月１日現在における当該課税免除が適用される対象固定資産について、同月31日までに市長に次に掲げる事項を届出しなければならない。 （１）　所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。） （２）～（４）　略 ２　略	（課税免除の届出等） 第３条　前条の規定による固定資産税の課税免除（以下単に「課税免除」という。）を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の１月１日現在における当該課税免除が適用される対象固定資産について、同月31日までに市長に次に掲げる事項を届出しなければならない。 （１）　所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。） （２）～（４）　略 ２　略

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。